

# 女性活躍実践モデル企業の募集

限定  
5社

専門のコンサルタントが  
女性活躍推進や働き方改革のお手伝いをします！

こんなことで困っていませんか？

求人を出しても  
人手が確保できない

残業時間を  
減らしたい

女性従業員の活躍の  
場を広げていきたい

従業員の  
定着率を高めたい

有給休暇の  
取得率を上げたい

仕事と育児・介護の  
両立を応援したい

でも、どうやって解決すればいいかわからない……

そこで、専門のコンサルタントが課題解決のお手伝いをします！

## 支援の内容

コンサルティング期間：令和元年7月頃～令和2年3月

現状の確認  
課題の把握

それぞれの  
実情に応じた  
目標の設定

課題解決に向けた  
目標達成  
取組の実施

成果の確認  
新たな目標設定

各企業等の実情に応じた女性活躍推進や働き方改革の取組を支援します。

県の入札参加資格申請時の加点が得られる「**あおり働き方改革推進企業**」の認証や、「**女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画**」の策定、「**あおりイクボス宣言企業**」の登録についても支援します。

※訪問によるコンサルティングは3回程度を予定しています。



## 費用負担

- ・コンサルティングに要する費用は、**全額県が負担**します。
- ・ただし、具体的に取組を実施していく上で必要となる費用は、それぞれの企業でご負担いただきます。
- ・また、女性活躍実践の手引きへの取組事例としての掲載、セミナーや研修会での事例発表等、取組事例の県内企業への波及に御協力いただきます。

## 応募要件

- (1) 県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内において事業活動を行い、かつ、常時雇用する従業員を有する法人、個人、団体（以下、「企業等」という。）であること。
- (2) 常時雇用する従業員数が300人以下の企業等であること。
- (3) 企業等の代表者が女性活躍推進の必要性を認識し、応募について承認していること。
- (4) 女性活躍実践の手引きへの取組事例としての掲載のほか、女性活躍推進のためのセミナーや業界団体の研修会等での事例発表等、県内企業等に取組を波及させていくための積極的な協力が可能であること。
- (5) 過去3年間に於いて、労働関係法令及びその他の法令違反がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。

## お申込み方法

申込書に必要事項を御記入の上、**令和元年（2019年）6月7日（金）**までに、下記申込先へ郵送等でお申込みください。

（募集要領・申込書は、県ホームページからダウンロードできます。）

### 申込・問合せ先

青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課

女性活躍実践モデル企業

検索

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 電話：017-734-9228 F A X：017-734-8050

E-mail：seishonen@pref.aomori.lg.jp